

防衛省組織令等の一部を改正する政令案新旧対照条文 目次

○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（第一条関係）	1
○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（第二条関係）	5
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（第三条関係）	6

改正案	現行
<p>（調達事業部に置く課長に準ずる職）</p> <p>第二百四条 調達事業部に、需品調達官一人、武器調達官一人、電子音響調達官一人、艦船調達官一人、航空機調達官一人及び輸入調達官一人を置く。</p> <p>（電子音響調達官の職務）</p> <p>第二百七条 電子音響調達官は、次に掲げる事務（需品調達官、武器調達官、艦船調達官、航空機調達官及び輸入調達官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。</p> <p>一 電波器材、磁気器材、音響器材、通信器材、電気器材及び電子計算機並びにこれらに付随する器材（以下この条において「電波器材等」という。）並びに電波器材等に関する職務その他の職務に関する業態調査に關すること。</p> <p>二 電波器材等及び電波器材等に関する職務その他の職務に關する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に關すること。</p> <p>三 電波器材等及び電波器材等に関する職務その他の職務に關する契約の履行の促進に關すること。</p> <p>四 電波器材等及び電波器材等に関する職務その他の職務に關する契約に伴う証明に關すること。</p> <p>五 (略)</p>	<p>（調達事業部に置く課長に準ずる職）</p> <p>第二百四条 調達事業部に、需品調達官一人、武器調達官一人、電子音響調達官一人、艦船調達官一人、<u>通信電気調達官一人</u>、航空機調達官一人及び輸入調達官一人を置く。</p> <p>（電子音響調達官の職務）</p> <p>第二百七条 電子音響調達官は、次に掲げる事務（<u>輸入調達官の</u>所掌に属するものを除く。）をつかさどる。</p> <p>一 電波器材、磁気器材、音響器材、<u>誘導武器及び魚雷</u>並びにこれらに付随する器材（以下この条において「電波器材等」という。）並びに電波器材等に関する職務に関する業態調査に關すること。</p> <p>二 電波器材等及び電波器材等に関する職務に關する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に關すること。</p> <p>三 電波器材等及び電波器材等に関する職務に關する契約の履行の促進に關すること。</p> <p>四 電波器材等及び電波器材等に関する職務に關する契約に伴う証明に關すること。</p> <p>五 (略)</p>

六 電波器材等及び電波器材等に関する役務その他の役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に  
関すること。

七 電波器材等及び電波器材等に関する役務その他の役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関すること（調達管理部の所掌に属するものを除く。）。

八 電波器材等及び電波器材等に関する役務その他の役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。

九 電波器材等及び電波器材等に関する役務その他の役務に  
関し、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。

十・十一 （略）

（艦船調達官の職務）

第二百八条 艦船調達官は、次に掲げる事務（輸入調達官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 船舶、船舶用機関（船舶用補機を含む。）、誘導武器及び魚雷並びにこれらに付随する器材（以下この条において「船舶等」という。）並びに船舶等に関する役務に関する業態調査に関すること。

二〇・二一 （略）

第二百九条 削除

六 電波器材等及び電波器材等に関する役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。

七 電波器材等及び電波器材等に関する役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関すること（調達管理部の所掌に属するものを除く。）。

八 電波器材等及び電波器材等に関する役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。

九 電波器材等及び電波器材等に関する役務に  
関し、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。

十・十一 （略）

（艦船調達官の職務）

第二百八条 艦船調達官は、次に掲げる事務（輸入調達官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

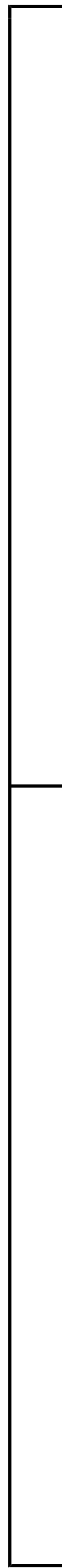
一 船舶及び船舶用機関（船舶用補機を含む。）並びにこれらに付随する器材（以下この条において「船舶等」という。）並びに船舶等に関する役務に関する業態調査に関すること。

二〇・二一 （略）

（通信電気調達官の職務）

第二百九条 通信電気調達官は、次に掲げる事務（需品調達官、武器調達官、電子音響調達官、艦船調達官、航空機調達官及び輸入調達官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 通信器材、電気器材及び電子計算機並びにこれらに付随する器材（以下この条において「通信器材等」という。）並びに通信器材等に関する役務その他の役務に関する業態調査に関すること。
- 二 通信器材等及び通信器材等に関する役務その他の役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。
- 三 通信器材等及び通信器材等に関する役務その他の役務に関する契約の履行の促進に関すること。
- 四 通信器材等及び通信器材等に関する役務その他の役務に関する契約に伴う証明に関すること。
- 五 通信器材等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。
- 六 通信器材等及び通信器材等に関する役務その他の役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。
- 七 通信器材等及び通信器材等に関する役務その他の役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関すること（調達管理部の所掌に属するものを除く。）。
- 八 通信器材等及び通信器材等に関する役務その他の役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。
- 九 通信器材等及び通信器材等に関する役務その他の役務に関するし、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。
- 十 通信器材等の試作品の検査の実施に関すること。
- 十一 通信器材等の調達品の品質試験に関すること。



○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（課長の官職に準ずる官職） 第五十一条の六 法第三十条の二第一項第七号に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。 一 一 三十 （略） （削る） 三十一 一 三十三 （略）</p>	<p>（課長の官職に準ずる官職） 第五十一条の六 法第三十条の二第一項第七号に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。 一 一 三十 （略） 三十一 一 通信電気調達官 三十二 一 三十四 （略）</p>

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第三（第八条の三関係）			
組織の区分	官職	組織の区分	官職
防衛装備庁内部部局	防衛技監 部長 装備官 審議官 プロジェクト管理総括官 革新技術戦略官 調達総括官 総務官 人事官 会計官 監察監査・評価官 艦船設計官 課長 装備保全管理官 事業計画官	防衛装備庁内部部局	防衛技監 部長 装備官 審議官 プロジェクト管理総括官 革新技術戦略官 調達総括官 総務官 人事官 会計官 監察監査・評価官 艦船設計官 課長 装備保全管理官 事業計画官
種別	種別	種別	種別
一種	一種	一種	一種

備考 (略)	(略)		
	(略)	(略)	事業監理官 装備技術官 技術計画官 技術振興官 技術連携推進官 原価管理官 企業調査官 需品調達官 武器調達官 電子音響調達官 艦船調達官 (削る) 航空機調達官 輸入調達官
	(略)	(略)	

備考 (略)	(略)		
	(略)	(略)	事業監理官 装備技術官 技術計画官 技術振興官 技術連携推進官 原価管理官 企業調査官 需品調達官 武器調達官 電子音響調達官 艦船調達官 通信電気調達官 航空機調達官 輸入調達官
	(略)	(略)	